

平成27年度 事業計画

基本方針

平成27年10月からの消費税の再引き上げが先送りされたものの、円安傾向が続き輸入品の値上がりなどから、今後の経済活動の不透明感が高まっています。また、平成25年4月から65歳までの継続雇用制度が実施されたことから、65歳未満のシルバー会員が激減しています。このことから、全体の会員数も減少している上、会員の平均年齢も上昇が続いています。一方、少子高齢化の進展の中、若年労働者の減少等の影響から、完全失業率が低下し、有効求人倍率の高止まりが続いていることから、シルバー人材センターへの発注が増加する傾向となっています。

本シルバーでは、市内の高年齢者が臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業、就業に必要な知識・技能の付与、及びその他の社会参加活動の機会をいつでも享受出来るよう、地方公共団体と連携し、福祉・家事援助サービス、教育・育児支援サービス、環境保全等への取り組みを進めるとともに、シルバー派遣事業にも積極的に取り組み、地域社会に密着した事業運営を行っています。

そして、国は平成27年度のシルバー人材センター援助事業予算として、従来的一般会計での運営費、事業費予算が減少する中、雇用勘定からの補助金として「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を新たに設け、育児分野等の取り組みによる女性を含む働く現役世代の下支え、人材不足分野への人手送り出しの実施等によりシルバー派遣事業を推進する方向が示されました。当シルバー人材センターは、平成25年度に策定した「第2次高松市シルバー人材センター中期計画書」（以下「第2次中期計画」という。）のもと、全シ協や他のシルバー人材センター関係団体と一体となって、社会経済情勢に適切に対応し、地域社会のシルバー事業に対する理解を一層深め、高年齢者の多様な就業・社会参加の促進に努め、事業の円滑、着実な実施を図るため、以下を重点事項として取り組むこととします。

- 広く市民を対象に、シルバー事業の理解と協力を得るための普及啓発活動を実施する。
- 65歳までの継続雇用制度など就業構造の変化の影響で会員の減少が続いていることから、事前に就業の種類を特定して募集を行うなど新たな方法での会員の加入促進に努める。
- 新規事業や自主事業の創設などを検討するとともに、身近な就業先の確保・拡大を

促進する。

- 会員数が減少傾向にあるため、退会会員をできるだけ減らすよう努める。
- 発注者の満足度向上を図るため、会員研修を充実・推進する。
- 安全就業・適正就業の推進と徹底を図る。
- シルバーにも一般の企業と同等のサービスや契約の事務処理が求められて来ており、会員への就業、接遇研修や職員への管理や業務全般の研修に力を入れて、事務能力向上を図る。
- 更なる自主・自立に向けての事業運営全般にわたる改善見直しを進める。
- 平成27年10月の消費税率の再引き上げが1年6か月延期になったことから、適切な対応を図る。
- 受注基準表の改定による契約減少をできるだけ小さくするための対応に努める。
- 未就業会員の就業機会の提供を推進するため、新たな自主事業の創出や就業開拓員等による就業先の開拓を推進する。
- ブロックこんだん会を各ブロックの主催で開催し、地域班の各種活動の活性化を図る。
- シルバー派遣事業を積極かつ重点的に推進する。

I シルバー人材センター事業

1 請負・委任による就業機会の提供

市内の高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、市内で実施する仕事について、高松市やその他の公共的団体及び民間事業所、個人から有償で受託し、センター会員に提供する。

2 一般労働者派遣による就業機会の提供

県シ連高松事務所として、一般労働者派遣による就業機会を確保し、センター会員に提供する。特に団塊の世代やホワイトカラー層の受け皿として、重点的に推進する。

3 職業紹介

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務にかかる仕事を希望する市内の高年齢者を対象に、有料の職業紹介を行う。

4 調査研究

事業を発展・拡充するため、高齢化の状況や高年齢者を取り巻く雇用情勢の調査等を行う。

中でも、有効求人倍率が高止まりの状況で、シルバーへの受注も増加傾向にあることから、発注者ニーズの動向について、迅速な情報収集に努める。

具体的な内容は次のとおりである。

- ① センターを取り巻く諸状況の変化に的確に対応するため、今後の事業見通し等を踏まえ、事業の改善に努める。
- ② 新入会員の就業ニーズの調査や研修等を実施して、就業開拓等に活かす。
- ③ 会員の就業実態や未就業者の希望職種等を把握し、その就業先の開拓に努める。
- ④ 会員情報の更新に努める。
- ⑤ 事務所施設の老朽化に対応するため、検討を進める。
- ⑥ 「第2次中期計画」に沿って、計画の諸内容の実行に努める。
- ⑦ 消費税率の再引き上げが1年6か月延期されたことに対し、適切な対応を図る。
- ⑧ 平成26年10月から開始した有料職業紹介事業を実施する。
- ⑨ シルバー派遣事業を推進するため、就業につながる研修を実施する。
- ⑩ 介護保険制度改正により要支援1、2の人たちに対する介護予防・生活支援事業が市町村に移管されることから、受注に関し調査・研究を進める。

5 普及啓発

当センターの事業内容等について、市民に理解と協力をして頂くため、広報専門部会を中心に市内全域で効果的・効率的な普及啓発活動についての協議、検討を進め、市民、官公庁、事業所への組織的な普及啓発と会員個々による近隣地域での普及啓発の促進を図る。

具体的な内容は次のとおりである。

- ① 10月のシルバー事業普及啓発促進月間を中心に、街頭啓発活動や地域でのボランティア活動などにより、シルバー事業のPRに努める。
- ② 広く市民を対象にシルバーフェアを開催し、パネル展や会員作品展のほか、就業相談コーナーや自主事業の展示や即売品コーナーなどに工夫を凝らしながら、シルバー事業のPRに努める。さらに、より一般市民向けの行事シルバーフェスタの開催を検討する。
- ③ ホームページの内容を充実させ、センターの事業状況や実績などの情報を掲載し、シルバー事業に対する市民の理解と認識を高める。
- ④ マスメディアや市の広報媒体等を積極的に活用し、シルバー事業の普及啓発を図る。
- ⑤ 機関紙「シルバーたかまつ」を充実させ、会員や市民に対する適時・適切な情報の提供に努める。

- ⑥ 月刊「事務局だより」を編集発行し、会員等への迅速な情報提供に努める。
- ⑦ 昨年度までの企画提案事業「遍路への観光案内・お接待事業」と「放課後児童ふれあい育成支援事業」は大変好評であったことから、シルバーの社会貢献事業、そしてPR事業として、自主的に活動する。

6 安全・適正就業の推進

安全就業、適正就業の推進と徹底を図るため、安全委員会、適正就業推進委員会を中心に年間の活動計画を策定し、適正な受託事業を確保する中で、安全・適正就業に係る指導や研修の実施、情報提供などを行い、会員自身の意識高揚を図るとともに、事業所等に対し、適宜・適切な周知と理解を求めます。

具体的な内容は次のとおりです。

安全委員会	3 回程度開催
適正就業推進委員	5 回程度開催
<p>1 安全就業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重篤事故等の発生を防止するため「作業別安全就業基準」の周知徹底を図る。 ② 「損害賠償事故加害会員の措置に関する規程」の周知を図り、適切な運用に努めるとともに、事故等を起こした会員を対象に特別研修を実施する。 ③ 「安全保護具適正使用促進要綱」に基づき、安全帽、安全帯など安全用具装着の徹底に努めるとともに、安全啓発のパンフ・チラシ等の作成配付および安全対策用具の整備普及を図る。 ④ 安全強化月間を中心に、年間を通して、安全委員会委員等による抜き打ちパトロールも含む職場安全パトロールを実施する。 ⑤ 作業用機械・器具等の取扱い研修ならびに、安全就業や交通事故防止の講習会を実施する。 ⑥ 剪定・除草作業等の安全対策に関する研修を充実させ、事故防止に努める。 ⑦ 当センター主催の安全講習会の開催方法や内容等を見直すとともに、県シ連主催の安全就業推進事業に会員の参加を奨励する。 ⑧ 安全な就業には、健康を保持することが大切であることから、年1回の健康診査受診の徹底を呼びかける。特に、シルバー派遣会員には、健康チェック問診票の記載を徹底させる。 ⑨ ヒヤリ・ハットの事例と事故体験事例報告票を収集し、安全対策に活かす。 ⑩ 「シルバーたかまつ」や「事務局だより」等を活用し、安全就業の周知・啓発に努める。 	

2 適正就業対策

- ① 適正就業を推進するため、「会員就業の基準に関する規程」の効果的な運用を行うとともに、平成22年度から実施している就業期間の制限等を超える者に対する改善措置を継続して実施する。
- ② 臨時的・短期的な就業の適正化を徹底し、就業機会の均等化・公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を積極的に取り入れる。
- ③ 職場への巡回を実施し、就業実態を踏まえ、適正就業を推進する。
- ④ 就業不適格会員に対しては、「会員就業の基準に関する規程」に基づき必要な措置を講じる。
- ⑤ 新規の受注又は既存契約の更新に当たっては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に基づき、シルバー派遣事業などを積極的に活用する。また、有料職業紹介事業も活用して適正就業を図る。
- ⑥ 剪定や除草作業の受注では、総額請負方式の契約を推進する。

7 就業分野の開拓・拡大

高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、公共団体や民間事業所からの要望等の的確な把握に努め、仕事の需給調整と就業先の開拓等を行う。具体的な内容は次のとおりである。

- ① 理事を中心に、ブロック長、班長等に対する適切な情報提供を行う中で、地域班・職群班における会員の連携強化と自主的活動を促進し、地域班及び職群班による地域における就業先の開拓を進める。
- ② 剪定班、生活支援班、除草班の充実強化を図るとともに、新たな職群班の結成を促し、共働・共助意識を高めながら、就業拡大を図る。
- ③ 剪定受注量に適切に対応するため、剪定技能の向上や安全対策に関する研修を充実させ、剪定班の人員養成や剪定班の再編に努める。また、新人が剪定班に加わり易い環境づくりに努める。
- ④ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の視点に立って、公共団体、民間企業等からの新規事業の受注開拓に努める。
- ⑤ 独自事業として、シルバーわいわい農園の充実を努める。また、他の独自事業についても検討を進める。
- ⑥ 事務局業務担当は訪問活動等を行い既存の発注者の潜在ニーズを掘り起こしに努めて、新たな就業先の開拓を推進する。
- ⑦ 新入会員や未就業会員等を対象として、効果的な就業相談の実施に努める。
- ⑧ ホームページ等を充実し、適時適切な情報の提供に努める。

8 地域ニーズ対応事業

平成24年度からの企画提案の2事業が平成26年度で終了したことから、地域ニーズ対応事業「剪定枝葉等リサイクル事業」の新規採択と事業開始に努める。

具体的な内容は次のとおりである。

- | |
|--|
| ① 地域ニーズ対応事業「剪定枝葉等リサイクル事業」の新規採択と事業開始を図るとともに、将来の独自事業を見据えて推進する。 |
|--|

II 高齢者活躍人材育成事業等

県シ連が実施する高齢者の再就職を促進するシニアワークプログラム事業とシルバー派遣事業を推進するための高齢者活躍人材育成事業について、協力、連携を図るほか、独自にシルバー派遣等を踏まえた講習会・研修会を実施する。

具体的な内容は次のとおりである。

- | |
|--|
| ① 県シ連が行う高齢者活躍人材育成事業と連携・協力して、シルバー派遣事業の充実・拡大に努める。 |
| ② 就職を希望する55歳以上の高齢者を対象に、高齢者の地域での再就職を図るため、県シ連が行うシニアワークプログラム事業の実施に協力する。 |
| ③ 会員には、習得した知識や技能を活用できる、就業先、派遣先の開拓に努める。 |
| ④ 独自に新入会員研修や技能・接遇などの研修・講習会を実施する。 |
| ⑤ 会員に接遇や就業につながる研修に年1回以上の参加を求める。 |

III 法人の充実と財政基盤の確立

公益社団法人として、法人の円滑かつ適切な運営と発展のため、次のような事業を行う。また、センター及びシルバー事業の安定的・継続的な運営を図るため、将来の特定費用の準備及び特定財産取得のための資産取得の資金を積み立てることで、財政基盤の確立に努める。

- | |
|--|
| ① 自主・自立、共働・共助の基本理念に則り、会員による自主的な運営の確立を目指して周知・啓発を行う。 |
| ② 重要課題に対応した担当理事制の効果的な活用や役員研修などを通じ理事会機能の強化を図る。 |
| ③ 専門部会や委員会等の役割を果たすため、委員活動の活性化を図り、諸問題等へ |

の適切な対応を図る。

- ④ 効果的・効率的な業務の処理体制の確立を目指し、職員研修の充実や会員の連携強化に努める。
- ⑤ 経費の一層の節減と予算の効率的な執行に努める。
- ⑥ 職員に年1回の研修参加を義務付ける。
- ⑦ 会員相互の交流を深め、法人の一体感を醸成するため、研修会等あらゆる機会を捉えて、会員交流会を実施する。
- ⑧ 受注基準表の改定による契約減少をできるだけ小さくするための対応に努めるとともに、総額請負など制度面の改善を進める。
- ⑨ ブロックこんだん会を各ブロックの主催で開催する。
- ⑩ 事務所の整備及びパッカー車等の購入準備のため、特定費用準備資金及び資産取得資金の積み立てを行う。

IV 法人管理事業

1 会員の状況

平成25年4月から65歳までの継続雇用制度が実施されたことから、65歳未満のシルバー会員が激減し、会員平均年齢も上昇が続いているとともに、全体の会員数も減少している。このような状況であるが、団塊の世代が65歳に到達したことなど高年齢者人口が増えていることから、女性を含め、入会者が増えるよう努める。

会 員 数	平成25年度末	1,842人
	平成26年度末	1,865人
	平成27年度（予算）	1,900人

具体的な事業内容は次のとおりである。

- ① センターの事業活動に賛同し、健康で働く意欲のある会員を広く求めるため、地域班員による加入活動を推進するとともに、ホームページの充実や各種広報媒体を活用するなどして、一般市民へのPRに努め、会員拡大の機会をより充実させる。
- ② 月3回の入会説明会（本部・南部地区・東部地区）を開催する。
- ③ 機会を捉えてシルバーの説明会や入会説明会の出前を実施する。
- ④ 就業相談等を活用し、未加入者に対し入会を奨励する。
- ⑤ 新入会員に対して速やかに就業させるなど退会者が減るように努める。
- ⑥ 就業種類を特定して募集を行うなど、新たな方法での会員の募集を行う。

- ⑦ 就業につながる研修を実施するなどして、シルバー派遣事業を推進し、団塊の世代やホワイトカラー層の入会を推進する。

2 公益社団法人への対応

公益社団法人として4年目となり、適切な運営に努める。

- ① 香川労働局、香川県、県シ連から指導・助言を受けるとともに、県内の他のシルバー人材センターの運営状況等を把握する中で、円滑かつ適切な運営に努める。
- ② 公益社団法人として、情報公開やコンプライアンスの向上などに努め、一層の運営改善を図る。
- ③ 収支相償への対応など、公益法人制度に相応しい諸規程の制定や会計処理等の改善に努める。

3 南海トラフ地震への備え

近い将来、発生が予測される南海トラフ地震は、甚大な被害が予測されているため、センター業務において、安全かつ迅速な避難や情報の伝達、安否確認などができるよう、関係機関と連携して防災・減災に向けた準備等に取り組むこととする。

4 諸会議の開催

当センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会 議 名	開催回数
定時総会	1回
理事会	12回 (1月に1回)